



Title	外国人介護職員の受入れをめぐる地方の課題について ： 高知県における日本語学習支援を中心に
Author(s)	佐野, 由紀子
Citation	現代日本語研究. 2020, 12, p. 1-17
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78783
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

外国人介護職員の受入れをめぐる地方の課題について

—高知県における日本語学習支援を中心に—

Local Issues Regarding the Acceptance of Foreign Care Workers:
A Focus on Japanese Learning Support in Kochi Prefecture

佐野 由紀子

SANO Yukiko

キーワード：介護，技能実習，日本語教育，地方，高知県

要 旨

本稿では外国人介護職員の受入れをめぐる高知県を中心とした地方の課題について、主に日本語学習支援の面から考察を行った。高知県の介護施設では、平成 21 年の EPA 介護福祉士候補者受入れ以降、学習支援に力を入れてきたものの、多くの介護福祉士国家試験合格者は都市部へ流出している。これにより、一部の受入れ施設では学習支援に対するモチベーションの低下が起こってきている。また技能実習生についても、監理団体・事業者は様々な努力を重ね、徐々に受入れを進めているが、長期の滞在は期待しておらず、学習支援には結びつきにくいという現状がある。

1. はじめに

近年、日本における人材不足が深刻化する中で、外国人労働者の数は急激に増えている。中でも介護人材は 2025 年には 37.7 万人不足すると推計されており¹⁾、外国人介護職員の受入れが様々な形で広がってきている。

内閣府公表のデータ²⁾によると、平成 30 年度の高齢化率は、秋田県が 36.4%と全国で最も高く、高知県は全国で 2 番目に高い 34.8%となっている。高齢化の進む地方においても介護人材の確保は正に喫緊の課題であるといえる³⁾。

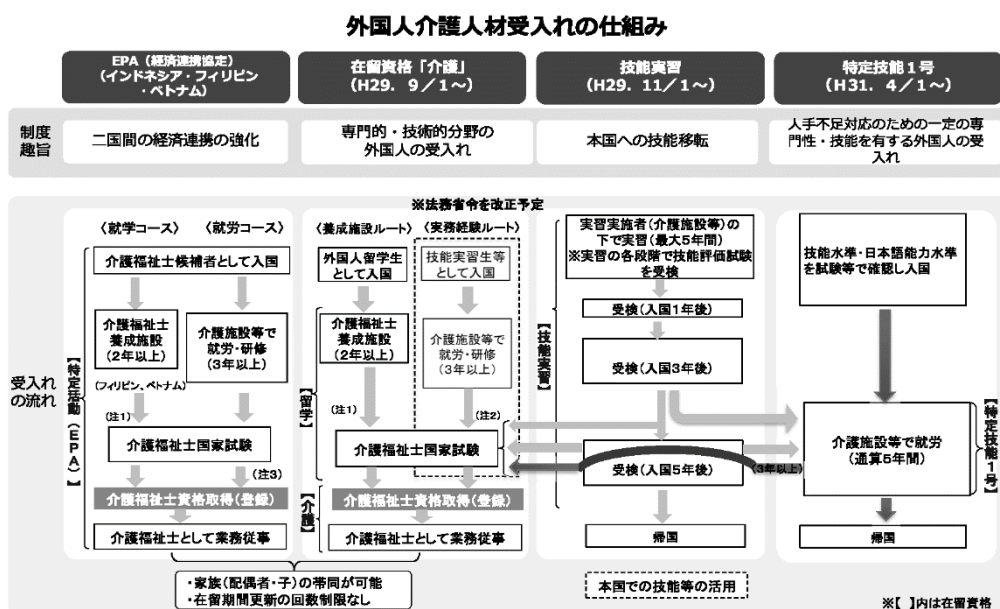
こうした中、高知県では平成 21 年より EPA 経済連携協定による介護福祉士

候補者の受入れを行っている。受入れ開始から10年経った現在、高知県ではどのような課題に直面しているのか。本稿では、外国人介護職員の受入れをめぐる地方の課題について、主に日本語教育を中心とした学習支援の面から考えていきたい。

2. 制度について

2. 1. 概要

外国人介護人材の受入れは、次頁の図の通り4つの制度が存在している。単に資格が異なるだけでなく、それぞれ制度の目的、入国の要件や、入国後の研修等、様々な点で違いがある。ここでは、以下の議論に関わる「EPA」「技能実習」「特定技能1号」の制度の概要について述べておく⁴⁾。



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。
 (注3) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

図1：外国人介護人材受入れの仕組み⁵⁾

2. 1. 1. EPA(経済連携協定)

EPA(経済連携協定)とは「貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産

の保護や競争政策におけるルール作り，様々な分野での協力の要素等を含む，幅広い経済関係の強化を目的とする協定⁶⁾」である。中でも看護師・介護福祉士候補者の受入れについては，日本とインドネシア，フィリピン及びベトナムとの間で締結された日尼経済連携協定，日比経済連携協定，及び日越交換公文に基づき，インドネシアは平成 20 年度から，フィリピンは平成 21 年度から，ベトナムは平成 26 年度から実施されており，累計受入れ人数は 3 国併せて 6,400 人を超えている（令和元年 8 月末時点）⁷⁾。

このうち介護福祉士候補者は，介護福祉士の国家資格を取得することを目的として，協定で認められる滞在の間就労・研修し，4 年目に国家試験を受験することになっている。「受入れ機関（施設）は国家資格の取得を目標とした適切な研修を実施することが責務」であり，「国家試験対策，日本語学習等の適切な研修を実施することが何よりも重要」とされている⁸⁾。加えて，「労働力不足への対応として行うものではなく，相手国からの強い要望に基づき交渉した結果，経済活動の連携の強化の観点から実施するもの」であることが明記されている。

資格取得後は在留資格が変更され，介護福祉士として滞在・就労でき，職場の変更も可能である（在留期間の更新回数に制限無し）。一方，不合格の場合は 1 年間の滞在延長が可能であるが，再度不合格の場合は帰国しなければならない⁹⁾。

2. 1. 2. 技能実習制度

技能実習制度は，本来「我が国で開発され培われた技能，技術又は知識の開発途上国等への移転を図り，その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度」であり，「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」ことが明記されている¹⁰⁾。しかし，メディア等でも度々取り上げられているとおり，低賃金や劣悪な労働環境等，深刻な問題が存在している。

平成 29 年 11 月 1 日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行にあわせ，外国人技能実習制度の対象職種に「介護」が追加された。平成 30 年 10 月末までの 1 年間での来日者数は 247 人であり（2018 年 12 月 2 日「高知新聞(日刊)」），受入れ見込みに対して実際の受入れ

は難航していたが、その後増加し、令和元年12月末時点での認定件数は7695人となっている^{1 1)}。3年(優良な監理団体及び実習実施者の要件を満たす場合最長で5年)の在留が可能であるが、転職や家族の帯同は基本的に認められていない。なお、滞在中に介護福祉士の国家試験を受験し合格すれば、EPAと同様、在留資格の変更が可能であるが、制度の趣旨としては資格取得を目指すものではない。

2. 1. 3. 特定技能1号

平成30年12月8日の臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成31年4月1日より人手不足が深刻な14の産業分野において、「特定技能」の在留資格での新たな外国人材の受入れが可能となった。上記2つの制度は国際連携や国際貢献を謳うものであったが、「特定技能」は深刻な人手不足の解消を目的とするものである。

介護の分野は、一年目で5千人、5年間で最大6万人と、14業種の中でも最も多い受入れ人数が見込まれているが、令和元年12月末の時点での受入れ数は19名に留まっている^{1 2)}。通算で上限5年の在留が可能である。家族の帯同は基本的に認められていないが、同一分野内での転職は可能である点が、技能実習制度とは大きく異なるところである。技能実習制度と同様、滞在中に介護福祉士の国家試験を受験し、合格すれば在留資格の変更が可能であるが、制度の趣旨としては資格取得を目指すものではない。

2. 2. 入国要件となる日本語能力と日本語研修について

介護は1人の利用者に対して複数の職員がチームとなってサービスを提供するため、職員内での情報の共有は必須であり、患者・利用者との意思疎通も不可欠である。また日本語の理解が十分でないことによって、重大な問題を引き起こす可能性もあることから、他の職種に比べても、高い日本語能力が求められる分野であることが指摘されている。

このようなことから、外国人介護職員の受入れに関わる上記3つの資格においては、入国要件となる日本語能力や日本語研修が定められている。以下では、それぞれの要件や必要とされる日本語研修を簡単に紹介する。

2. 2. 1. EPA(経済連携協定)

EPA に基づく介護福祉士候補者の受入れについては、制度開始後も様々な変更があったが¹³⁾、現在、インドネシア・フィリピンの場合、半年間（ベトナムの場合は1年間）の訪日前日本語研修を経て、日本語能力試験 N5 程度¹⁴⁾（ベトナムの場合は N3）で入国、来日後は6ヶ月（ベトナムの場合は2ヶ月半）日本語等の研修を受け、その後各地の施設で就労しながら介護福祉士国家試験のための学習を進める。事業者は、日本語研修の一部負担金やあっせん手数料その他を負担する必要があるが、就労期間中も各都道府県を通して国から1名につき年間23万5千円の学習経費の支援が受けられるなど、国からの手厚いサポートがあるといえる¹⁵⁾。

それでも日本人を含む全受験者と、EPA 介護福祉士候補者の合格率を比較すると（表1）、EPA 介護福祉士候補者の合格率がかなり低いことが分かる。更に EPA 介護福祉士候補者は「高等教育機関卒業＋政府による介護士の認定」又は「看護学校（3年以上）卒業」等（国によって違いがある）の入国要件があることを考え合わせると、やはり合格のためには日本語能力が大きく関係しているといえるだろう。

表1：介護福祉士国家試験における EPA 介護福祉士候補者の試験結果¹⁶⁾

【合格率】

			第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回
全受験者			63.9%	64.4%	64.6%	61.0%	57.9%	72.1%	70.8%	73.7%
EPA 候補者	全体	合格率	37.9%	39.8%	36.3%	44.8%	50.9%	49.8%	50.7%	46.0%
		合格者数	36人	128人	78人	78人	82人	104人	213人	266人
	初受験者	合格率	37.9%	38.8%	54.1%	53.8%	57.9%	54.2%	55.4%	50.8%
		合格者数	36人	118人	66人	57人	70人	90人	191人	236人
	再受験者	合格率	-	55.2%	12.9%	30.9%	30.0%	32.6%	29.3%	26.5%
		合格者数	-	10人	12人	21人	12人	14人	22人	30人

2. 2. 2. 技能実習制度

介護の分野の技能実習生については、入国のための日本語能力として、「N4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」という固有の要件が加えられている¹⁷⁾。また入国後の講習は、「第1号技能実習の総時間数の6分の1以上」（すなわち通常2ヶ月程度）行い¹⁸⁾、講習では以下①～④の内容をすべて取り扱うことが定められている。①日本語②介護導入講習③法的保護に必要な情報④日本での生活一般に関する知識。合計320時間の講習のうち、①の「日本語」は240時間と最も多くの時間が充てられる。

更に、2年目の第二号技能実習に移行するためには、「日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」という要件があり、入国後1年以内にN3に合格しなければならないことが定められた。

しかしながら、先に述べたとおり、平成29年11月に外国人技能実習制度に介護職種が追加された当初、実習生の入国は伸び悩み、日本語要件の高さが、受入れが進まない背景として指摘されていた。こうした状況を踏まえ、平成31年3月29日付けで以下の附則が加えられた。

第二号技能実習について、技能実習生が次の要件を満たす場合には、当分の間、当該技能実習生は第一条第一号ロに掲げる要件を満たすものとみなす。

- 一 介護の技能、技術又は知識の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
- 二 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

このように、「日本語を継続的に学ぶ意思を表明」しており、「事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学」んでいれば、1年以内にN3に合格できなくても2年目以降の在留が認められることとなった。この変更と影響については、4.2でも述べることとする。

2. 2. 3. 特定技能 1 号

最後に、特定技能 1 号では、入国時の要件として、介護技能評価試験に加え、介護日本語評価試験、国際交流基金日本語基礎テスト（または日本語能力試験 N4 以上）に合格する必要がある。しかし、入国後の日本語講習等については、特に定められていない。

3. 現況

3. 1. 高知県の現況

高知県ではこれまで以下の通り、外国人介護人材の受入れを行ってきた。

〈EPA〉

EPA 介護福祉士候補者については H30 年度までで 6 法人、10 施設において、合計 56 名を受入れてきた¹⁹⁾。受入国は、フィリピン、インドネシア、ベトナムの 3 国である。

A 社会福祉法人（3 施設、計 21 名）

B 医療法人（1 施設、16 名）

C 医療法人（1 施設、8 名）

D 社会福祉法人（2 施設、計 4 名）

E 社会福祉法人（2 施設、計 5 名）

F 社会福祉法人（1 施設、2 名）

〈技能実習〉

技能実習生については令和 2 年 3 月時点で、上の B・C を含む以下の法人において合計 14 名を受入れている²⁰⁾。受入れ国は、現在はモンゴル、インドネシアである。

B 医療法人（1 施設、2 名）

C 医療法人（1 施設、1 名）

G 医療法人（2 施設、計 3 名）

H 医療法人（1 施設、2 名）

I 医療法人（1 施設、1 名）

J 医療法人（2 施設、計 5 名）

この他、入国後講習実施中（令和 2 年 3 月入国、11 名、ベトナム）、在留資

格申請中、機構申請中、申請書類作成中など、受入れのための準備を進めている施設も数多くある。他県と比較すると受入れ数はまだまだ少ないが、技能実習生はハイペースで増加しているといえる。

3. 2. 調査内容

以上のうち、A～Dの受入れ法人の担当者を対象にインタビューを行った。技能実習生を受入れている法人については受入れ前にインタビューを行ったため、受入れ後、B・C・G・H法人の加入する監理団体にも話を伺った。B・C医療法人についてはEPA介護福祉士候補者本人にも話を伺った^{2 1)}。インタビューの実施時期は平成31年1月～令和元年10月である。

調査内容については予め設定した以下の内容について、自由に語ってもらった。聞き取りの内容は、本稿において公表することについて同意を得ている。

〈受入れ施設職員〉

- ・受入れ国、人数
- ・受入れの動機
- ・外国人介護職員の日本語コミュニケーション能力
- ・介護記録の作成能力・閲覧能力
- ・外国人職員に対する日本人職員、および利用者の受け止め方
- ・日本語や介護福祉士国家試験のための学習支援（内容、時間、担当者）
- ・介護福祉士国家試験合格者のその後
- ・今後の外国人介護職員の受入れ予定
- ・問題点、課題など

〈監理団体職員〉

- ・入国後日本語講習（内容、時間、担当者、学習者の理解度等）
- ・受入れの現状と今後の予定

〈外国人介護職員〉

- ・仕事、生活をする上で、日本語で困ることはないか
- ・日本語学習について（内容、時間、方法）

以上の質問内容に対する回答結果をもとに、以下では特に高齢化の進む地方における外国人介護職員受入れの課題について考える。

4. 課題

4. 1. EPA 介護福祉士候補者

筆者がインタビュー調査を行った高知県内の施設では、全体として学習支援、生活支援、職場環境などの面において、受入れ体制が整っている印象を受けた。

2. 1. 1で述べたとおり、EPA 介護福祉士候補者受入れ施設では、介護福祉士国家試験のための支援を行うことが責務となっている。しかし、具体的な時間や内容は決まっておらず、支援の仕方は施設によって大きな違いがある。そのような中で、特にA法人では、週4回3時間という非常に多くの時間を割いて、勤務時間内に、国家試験対策および日本語研修を行っている（表2）。

表2：高知県内 EPA 介護福祉士候補者のための学習時間

法人	学習時間、担当者
A 社会福祉法人	週4回3時間ずつ、勤務時間内に。日本語教師（スカイプ）＋介護職員による指導。
B 医療法人	2019年3月まで勤務時間内に週4回3時間ずつ（A 社会福祉法人と合同で）。2019年4月からは基本的に国家試験対策は勤務時間外に各自行う。日本語は2ヶ月に1度 Skype で日本語教師による指導。その他、勤務時間内にその都度必要な事柄を指導。
C 医療法人	以前は A 社会福祉法人と合同で勤務時間内に週4回3時間。現在は勤務時間内に毎日1時間程度。介護職員による指導。
D 社会福祉法人	勤務時間内に週2回2時間ずつ。日本語教師＋介護職員による指導。

このように充実した学習支援を行っている理由の1つとしては、「EPA 介護福祉士候補者とのマッチングの際のアピールの材料としたい」とのことであった。実際、大野(2019)によると、西日本のある地方法人における EPA 介護福祉士候補者への調査では、「雇用主として同法人を選んだ理由では、学習支援の手

厚さを挙げた者が回答者の半数(14名)を占めた」とある。

EPA 介護福祉士候補者の受入れについては、就労希望者と受入れ希望機関の意向がそれぞれ取りまとめられ、マッチングが実施される。しかし近年は特に就労希望者数に対して受入れ希望機関数が圧倒的に多い。更に地方の場合は、賃金水準の低さや、一時帰国の際のアクセスの悪さ、生活の不便さ等により、都市部に比べ条件的に不利である。したがって、学習支援を充実させるなど大きなセールスポイントがなければ、受入れは非常に厳しい状況にある。しかし当然のことながら、学習支援を手厚くすれば、そのための費用は大きくなり、A 法人では国からの支援だけでは、全く足りない状況だという。

ところが、このように多大な費用と労力をかけて学習支援を行っているにもかかわらず、A 社会福祉法人では、これまで介護福祉士国家試験に合格した EPA 介護福祉士候補者は、帰国、または関東地方の施設へ移ってしまい、当施設に残るものは1人もいなかった（受験前に帰国し未受験の候補者もいる）。B 医療法人、C 医療法人についても、合格者は全員他県へ移住している。

表3：介護福祉士国家試験合格者数と合格後について

法人	合格者数	合格者のその後
A 社会福祉法人	3	2 名帰国，1 名他県（関東地方）へ
B 医療法人	2	2 名他県（関東地方，中部地方）へ
C 医療法人	2	2 名他県（関東地方）へ
D 社会福祉法人	3	1 名他県（中部地方）へ，2 名引き続き勤務

ただ、A 社会福祉法人の合格者が移った関東地方の施設というのは、実は A 社会福祉法人の経営する施設であり、高知県の施設より月に 4 万 5 千円ほど収入が高く設定されているという事情がある。A 法人の担当者は「当施設に残ってくれないのは残念ではあるが、関東の施設でも人手不足が深刻なため、そこで働く職員の育成に貢献できるのであればやむを得ないだろう」とのことであった。

しかし、B 医療法人・C 医療法人の担当者からは、「手塩にかけて育てた合格者が他県へ行ってしまうことは、本当にやるせない思いだ」との話があった。

このような状況は、結果として、受入れ側の学習支援のモチベーションの低下に繋がっているという現状がある。実際、B医療法人では、平成31年4月から、勤務時間内の国家試験対策の学習を大幅に減らしており、C医療法人でも学習支援時間の減少が見られる。

一方、D社会福祉法人ではこれまでに3名の合格者を出しており、このうち1名は中部地方へ行ってしまったが（介護の仕事はしていない）、残りの2名は同施設に残っている。ただしこのことは、この2名が婚姻関係にあるという特別な事情が関係している可能性がある。

先に述べたとおり、本制度は多大な国費が投じられている。制度の目的が国際協力であるとはいえ、多くの費用と時間と労力を費やし、様々な支援を重ねながら候補者を受入れている地方の施設にとっては、その努力が報われない状況にあると言わざるをえない。

4. 2. 技能実習制度

以上のような問題を考え合わせ、技能実習生の受入れをはじめ、或は検討する事業者も増えてきている。国家試験対策が不要な技能実習の方が、受入れ側にとっては負担が少ないようである。ただし、EPAと同様、地方においては受入れの難しさがある。ただでさえ国際的な人材獲得競争が激しくなっている上に、地方の場合、更に国内における不利な条件のもと競争を強いられ、都会と同等の賃金を設定したり、海外に日本語学校を作り利益は度外視した形で受入れるなど、実習生受入れのため、高知県内では監理団体と実習実施者が多大な努力や工夫を重ねている。

2. 2. 2で述べたとおり、平成31年3月29日付けで附則が加えられ、「日本語を継続的に学ぶ意思を表明」しており、「事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学」んでいれば、1年以内にN3に合格できなくても2年目以降の在留が認められることとなった。仕事をしながら「入国後1年以内にN3に合格」という要件は、実習生にとって極めて高いハードルであったため、この附則が加えられたことは、多額の借金を背負って来日している実習生からも、受入れのため多額の諸費用を負担している事業者からも大いに歓迎された。

しかし一方で、このような変更によって、実習生の日本語学習時間の減少が危惧されるという面も否めない。厚生労働省によると、実習開始後の学習内容や時間については特に決まっておらず、以下の「日本語学習プラン」の様式に従って日本語学習のプランを記入するのみである。勤務時間内に行うのか、勤務時間外に行うのか、職員や日本語教師が指導をするのか、自学なのか、など特に縛りはない。

介護参考様式第13号（告示附則関係）	（日本工業規格A列4）												
日 本 語 学 習 プ ラ ン 【プラン内容（第2号技能実習）】 （提出時点で想定される学習方法を記載してください）													
日本語能力試験等受験予定	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">年</td> <td style="padding: 0 10px;">月</td> <td style="padding: 0 10px;">年</td> <td style="padding: 0 10px;">月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">年</td> <td style="padding: 0 10px;">月</td> <td style="padding: 0 10px;">年</td> <td style="padding: 0 10px;">月</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 0 10px;">（ か月に1回）</td> </tr> </table>	年	月	年	月	年	月	年	月	（ か月に1回）			
年	月	年	月										
年	月	年	月										
（ か月に1回）													
上記の学習プランに基づいて、技能実習を行わせる事業所のもと、技能等の適切な修得等のために必要な日本語を学びます。 年 月 日 作成 申請者の名称 技能実習を行わせる事業所の名称 作成責任者 役職・氏名 印 以上の学習プランに基づいて、日本語を継続的に学びます。 年 月 日 技能実習生の署名													
（※）「日本語能力試験等受験予定」は、半年に1回以上受験機会を確保するよう配慮すること。													

また、2 年目以降は元々日本語に関わる要件はないし、入国時に既に日本語能力試験 N3 に合格している者については、入国後講習終了後、特に日本語学習も求められていない。

技能実習生を受入れている C 医療法人では実習生が既に N3 に合格しているため、学習時間は設けていない。G 医療法人では、学習時間を 1 日 30 分取っているが、自習の形である。また B 医療法人は補助金（地域医療介護総合確保基金が財源）を使つての学習を予定しているが、具体的には決まっていない。

しかし、より質の高いサービスの提供を目指すには、N3 合格者も含め日本語能力の向上が必要である。特に、「記録の作成・閲覧」といった業務については、N3 合格者であっても大きな課題を抱えている。

平成 31 年 4 月 1 日からは技能実習 3 年を修了した場合、「特定技能 1 号」に無試験で移行できることになった。これにより、特定技能 1 号に移行した場合、技能実習の期間も含めると、合計最長で 10 年間の滞在も可能となった。更に、技能実習・特定技能ともに介護福祉士国家試験に合格すれば、定住が可能である。

しかし、これまで国家試験合格者を輩出しながら全員都会へ移り住んでしまった高知県内の施設では、もはや長期的な勤務を期待していないとのことであつた。仮に「特定技能 1 号」へ資格が移行したとしても、「特定技能 1 号」は技能実習制度とは異なり同一分野内での転職が可能なためである。今回インタビューした中では、「特定技能 1 号」としての受け入れは、転職されるリスクが高いとの理由で、1 施設を除き^{2 2)}「現在は考えていない」とのことであつた。

長期滞在を見越して実習生を受入れる場合と、3 年（または 5 年）という短期の滞在を想定して受入れる場合とでは、やはり実習実施者の学習支援も大きく違ってくるであろう。このことは、技能実習生の立場からは「十分な学習支援が受けられない」というデメリットを、また受入施設の立場からは「質の高い外国人介護福祉士の育成につなげられない」というデメリットを生じさせると考えられる。

5. まとめ

以上、外国人介護職員の受入れをめぐる高知県を中心とした地方の課題につ

いて、主に学習支援の面から考察した。平成 21 年の EPA 介護福祉士候補者受入れ以降、高知県の施設では充実した学習支援・生活支援を行ってきたものの、多くの介護福祉士国家試験合格者は都市部へ流出している。これにより、一部の受入れ施設では学習支援に対するモチベーションの低下が起こってきている。また技能実習生についても、監理団体・事業者は様々な努力を重ね、徐々に受入れを進めているが、長期の滞在は期待できない。このため、学習支援には結びつきにくいという現状がある。このような状況が続けば、今後、都市部との外国人介護職員の質の開きが出てくる可能性も考えられる。

以上是高知県のケースであるが、筆者が情報交換をした他の地方の施設でも同様の状況が見られるようである^{2 3)}。今後、高知県外の状況についても調査を進めたい。

注

- 1) 厚生労働省「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」平成 27 年 6 月 24 日報道発表 https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyoku-Shakai-Fukushikibanka/270624houdou.pdf_2.pdf
- 2) 内閣府「令和元年版高齢社会白書（全体版）（PDF 版）」
- 3) ただし、厚生労働省「福祉・介護人材の確保に向けた取組について」（平成 30 年 9 月 6 日）によると、平成 30 年 6 月時点の介護分野の有効求人倍率は東京都が 6.36 倍と全国で最も高い倍率となっており、概して人口の多い都市部の方が有効求人倍率は高い。
- 4) 在留資格「介護」の外国人介護職員については、令和元年 6 月時点で高知県内にはいない。
- 5) 厚生労働省「外国人介護人材受入れの仕組み」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000510709.pdf>（最終閲覧日 2019/09/01）
- 6) 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>（最終閲覧日 2019/09/01）
- 7) 厚生労働省「インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html（最終閲覧日 2020/03/07）

- 8) 同上
- 9) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することは可能である。
- 10) 厚生労働省「外国人技能実習制度について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinza/ikaihatsu/global_cooperation/index.html（最終閲覧日 2019/09/01）
- 11) 厚生労働省への問合せによる（令和 2 年 3 月 9 日）。
- 12) 同上
- 13) 介護福祉士国家試験の合格率の低さにより（初年度入国のインドネシア候補者 44.2%，フィリピン候補者 45.8%），訪日前研修，国家試験における配慮（全ての漢字へのふりがな，疾病名等への英語併記，試験時間の延長），候補者の滞在の 1 年間の延長など，様々な措置が加えられた。
- 14) 日本語能力検定試験 HP によると，日本語能力試験認定の目安は以下の通りである。
「N5」：基本的な日本語をある程度理解することができる
「N4」：基本的な日本語を理解することができる
「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
- 15) E P A 介護福祉士候補者のための予算として，次の金額が計上されている。
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業（31 年度予算額：87,907 千円（30 年度予算額：82,976 千円（+4,931 千円）），外国人介護福祉士候補者学習支援事業（31 年度予算額：127,064 千円（30 年度予算額 114,697 千円（+12,367 千円））
- 16) 厚生労働省「第 31 回介護福祉士国家試験における E P A 介護福祉士候補者の試験結果」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000493550.pdf>
- 17) 厚生労働省社会・援護局告示
- 18) ただし「入国前の 6 ヶ月以内に，1 ヶ月以上かけて 160 時間以上の講習を行った場合は，入国後講習は 12 分の 1 以上」に短縮することができる。
- 19) 高知県地域福祉政策課への問合せによる（令和元年 8 月 20 日）。

- 20) 高知県地域福祉政策課および監理団体への問合せによる（令和元年 11 月 25 日，令和元年 11 月 27 日）。
- 21) この他，受入れ準備を進めている高知県内の施設および監理団体にもインタビューを行っている。また高知県と比較するために，秋田県，広島県の施設においてもインタビューを行ったが，これについては稿を改めたい。
- 22) 国家試験に合格した 2 名が勤務を続けている D 社会福祉法人では「特定技能 1 号」の外国人介護職員の雇用を検討しているとのことであった。
- 23) 2019 年度第 2 回支部集会（香川大学）での筆者の報告の際には四国各県における様々な情報をいただいた。

参考文献

- 秋葉 丈志・嶋 ちはる・橋本 洋輔(2019)「外国人介護人材受け入れの動向：～拡大・分化する制度のもとで」『国際教養大学 アジア地域研究連携機構研究紀要』9 号，pp. 1-14
- 遠藤 織枝(2018)「外国人介護人材に対する日本語支援について－受入施設を中心に」『外国人看護・介護人材とサステナビリティ－持続可能な移民社会と言語政策－』くろしお出版
- 大野 俊(2019)「日本定住化が進む「介護移民」－経済連携協定(EPA)での受入れ開始から 10 年目の現状と課題－」『移民研究年報』25，pp. 113-125
- 嶋 ちはる・橋本 洋輔・秋葉 丈志(2018)「秋田県における外国人介護人材の現状と支援に向けた取り組み」『外国人看護・介護人材とサステナビリティ－持続可能な移民社会と言語政策－』くろしお出版
- 西郡 仁朗(2019)「介護福祉の日本語教育の現状と支援者の育成－介護の日本語 Can-do ステートメントを中心に－」『日本語教育』172 号，pp. 18-32
- 布尾 勝一郎(2017)「外国人看護・介護人材の日本語教育」田尻英三（編）『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房 pp. 135-155
- 野村 愛(2015)「外国人介護人材受入れの動向と介護の日本語教育の広がり」『専門日本語教育研究』第 17 号，pp. 11-16

付記

本稿執筆にあたって、多くの介護施設、監理団体の皆様に調査に協力していただきました。心より御礼申し上げます。

(高知大学准教授)